

令和5年度（2023年度）「ほっかいどう企業の森林づくり推進事業」委託業務に係る プロポーザル審査実施要領

令和5年度（2023年度）「ほっかいどう企業の森林づくり推進事業」委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における審査は、次のとおり行う。

1 企画提案書

審査の公平性、透明性を保つため、企画提案書には、提出順にAから順にアルファベットを付し、企画提案者名を匿名とする。

2 企画提案書の事前配付

アルファベットを付した企画提案書は、事前に各員に配付する。
各審査委員は予め企画提案書に目を通し、審査会に備えるものとする。

3 審査会

（1）予備審査

企画提案者が5者を超えた場合は、予備審査会を開催することとし、上位5者程度を選出するものとする。審査委員長が指名した委員は、本要領4の（1）から（4）の項目について、同要領5の採点基準により、企画提案審査票（別紙1）に従って審査・採点を行い、審査会の庶務を処理する事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

事務局は、企画提案審査票を集計した企画提案審査票集計表（別紙2）を作成し、点数の高いものから上位5提案程度を決定し、ヒアリングを行うものとする。

（2）ヒアリング

企画提案書の趣旨や内容を確認するため、企画提案書を提出した者からヒアリングを行うこととし、総合的な審査を行うものとする。

ヒアリングは、1者ごとに行うこととし、原則として追加資料の配付、差し替えを行うことができないものとする。

また、ヒアリングを欠席した場合は、本業務を受託する意志がないものとして選考から除外するものとする。

なお、ヒアリング当日の企画提案に当たっては、企画提案者の可能な範囲で、本事業の趣旨や内容に沿った形式で行うものとし、その際に必要な機材や費用等については、企画提案者が全て負担するものとする。

（3）審査票の作成

審査委員は、本要領4の（1）から（4）の各項目について、同要領5の採点基準により、企画提案審査調査書（別紙1）に従って審査・採点を行い、審査会の事務局に提出する。

4 審査の具体的項目及び配点

審査は、次の項目について採点する。

（1）業務遂行体制【10点】

- ア 業務実施の人員体制、執行体制が整っているか。（5点）
- イ 業務実施のスケジュール及び経費積算は適切かつ妥当であるか。（5点）

（2）業務遂行能力【10点】

- ア 過去の業務実績等から本業務を着実に遂行することが期待できるか。（5点）
- イ 北海道や各関係機関との連携が図られているか。（5点）

（3）企画提案の内容【60点】

- ア ホームページの開設・運営（20点）
 - ・ 特設サイトは、事業の詳細（制度の概要、実施までの流れ、活動内容、優良事例、Q & A等）がわかりやすく、実施に必要な手続きや問い合わせが容易にできるようなページ、レイ

アウト構成になっているか。(10点)

- Web 広告や既存ホームページ等からアクセスでき、広告やパンフレット、インターネット検索サイト経由でも閲覧できるよう SEO 対策（検索エンジン最適化）がおこなわれているか。

(5点)

- 開設後もサイトの内容充実が図られるよう、適切なサイトの更新・保守・管理が可能となっているか。(5点)

イ 検索連動型 Web 広告の制作・発信 (20点)

- 広告素材について、事業内容が伝わりやすい表現となっているか。(10点)
- 広告に使用する媒体、配信方法、目標設定など、高い効果が期待できるものになっているか。(10点)

ウ 環境関連イベントへの出展 (20点)

- 本事業への幅広い道外企業等の参加を促すため、効果的な手法が取られているか。(5点)
- 展示内容は、事業内容に対する理解を深め、企業や団体が事業実施を検討する際に、わかりやすく適切な内容となっているか。(5点)
- ブース設営や当日の管理、撤去を行う担当者の配置など、実施体制は適切か。(5点)
- 企画立案からブース設営、当日運営まで、温室効果ガス削減に取り組み、環境に配慮した内容となっているか。(5点)

(4) 全体評価 【20点】

ア 事業目的を理解し、その目的に沿った創意工夫や独自性、先見性等が見られるか。(10点)

イ 民間ならではの発想と経験が反映された内容となっているか。(5点)

ウ 事業者自らが「ゼロカーボンチャレンジャー登録」または「北海道地球温暖化防止対策条例基づく排出量の報告を行っている」か。(5点)

5 採点基準

(1) 項目点

企画提案審査票（別紙 1）の評価内容について審査の上、配点ごとの評価区分に応じた得点を付すこととする。

評価区分	配点区分	
	配点 10 点	配点 5 点
大変優れている	10 点	5 点
優れている	8 点	4 点
標準的である	5 点	3 点
やや劣っている	2 点	1 点
劣っている	0 点	0 点

(2) 順位点

前項の項目点を基本に合計点数が高い順に順位点を付し、合計点数が同点の場合は、項目毎の得点バランス、特記事項等を総合的に勘案し、順位点をつける。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位以下
順位点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点

※予備審査会の書類選考についても同様とする。

6 企画提案の採否の決定

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランスや特記事項等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、適正な履行を確保する観点から、各審査項目の合計得点を 50 点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、すべての審査委員が選定に合意していることを条件とする。